

## 大月市障害者等相談支援事業委託募集要項

1 委託事業名 大月市障害者等相談支援事業

2 目的

この大月市障害者等相談支援事業は、大月市障害者等相談支援事業実施要綱（平成19年大月市告示第1号）に基づいて、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与、又は権利の擁護のために必要な支援を行うことにより、障害者及びその家族の生活を支援し、在宅の障害者の自立と社会参加を促すとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

3 事業内容

大月市障害者等相談支援事業実施要綱に基づく大月市障害者等相談支援事業。  
詳細は、大月市障害者等相談支援事業委託仕様書による。

4 募集する大月市障害者等相談支援事業所の数 1事業所

5 委託料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

2,750,000円

（※上限を超えた計画は受理しない。）

6 応募要件

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所の指定を受けた者であること。（委託契約締結の時点で指定を受けている場合を含む。）
- (3) 大月市内において事業を行う者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 事業者並びに代表者は、法人税、所得税、消費税又は地方消費税及び所在地市町村等が課税する市町村民税等を滞納していない者であること。
- (6) 事業者並びに代表者または関係者が、暴力団、暴力団関係企業（反社会的勢力）もしくはこれらに準ずる者または構成員でないこと。
- (7) 個人情報の保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (8) 仕様書に定める内容について、十分に遂行能力を有し、適切な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

7 応募方法

必要書類を、市の指定する期間内に、大月市役所福祉介護課へ届け出る。

(1) 提出書類

大月市障害者等相談支援事業応募申込書（様式1）

大月市障害者等相談支援事業計画書（様式2）

大月市障害者等相談支援事業見積書（任意様式）

指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所の指定がわかる書類

有資格者の資格の取得がわかる書類

法人の定款及び登記事項証明書又は登記簿謄本 ※発行後3ヶ月以内のもの  
応募要件6(5)の直近の納税証明書

(2) 提出部数

各7部(正本1部 副本6部) 副本は写し可

提出された書類は理由の如何を問わず返却いたしませんのでご了承ください。

(3) 提出(応募)期間

令和4年3月3日(水) ~ 令和4年3月16日(水)  
(午前9時~午後5時の間)

(4) 提出方法及び提出先

大月市役所福祉介護課障害者支援担当へ持参

(5) 問い合わせ先

大月市役所 福祉介護課 障害者支援担当

tel : 0554-23-8031 fax : 0554-22-6422

E-mail : shougai-19206@city.otsuki.lg.jp

## 8 審査及び選考

応募者が保有するノウハウ、業務実績等を多角的に判断するため、別に定める大月市障害者等相談支援事業委託候補者選定要領に基づき事業候補者を選考する。

(1) 事業候補者の選定方法

① 事業候補者の選定は選定委員による審査に基づき決定します。

② 審査方法は書類審査といたします。内容は提出書類による事業に対する考え方、運営体制等項目別に点数化し審査します。また、必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリングを行う場合があります。(この場合、日時を設定し連絡します。)

③ 審査結果に対する異議は受け付けません。

④ 事業候補者の公募がない場合及び事業候補者が決定しなかった場合は、再度募集を行う場合があります。

⑤ 審査の結果、事業候補者なしとする場合があります。

(2) 審査項目

① 運営理念・方針等

- ・運営理念・方針
- ・今回の事業者公募に応募した理由

② 業務遂行能力

- ・実施体制(従事予定者数)
- ・専門性(有資格者数、資格)
- ・運営実績

③ 事業の実現性

- ・具体的な事業内容であること(事業所の規模、事業所の確保等)
- ・スケジュールの適切性

④ 受託費用

- ・見積金額は適正か

以上の結果を総合的に評価します。

(3) スケジュール

令和4年3月3日～16日 大月市障害者等相談支援事業の事業者募集  
(市ホームページ、市庁舎内掲示にて周知)  
令和4年3月22日(予定) 選定委員による事業者選定  
(選定委員の協議によりプレゼンテーションと  
ヒアリング実施の場合有)  
令和4年3月(下旬を予定) 事業者の決定

9 選考結果の通知

選考結果は、応募者全法人に対し書面により通知する。

なお、選考理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

10 契約に関する事項

- ① 受託候補者と本市が協議し、事業計画書による内容を基本として、事業の委託に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この場合、受託候補者の計画に対して計画内容の趣旨を変更しない範囲において、必要に応じて修正を求めることができるものとする。
- ② 本事業は、令和4年度当初予算が成立することを前提として実施することとしているため、当該予算が成立した場合に契約を締結する。
- ③ 委託(契約)期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

11 応募の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 必要な書類を期限までに提出しなかった場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 応募要件を満たさなくなった場合
- ④ プレゼンテーションに出席しなかった場合(実施の場合)

※ 見積額が委託料の上限額を超える申込書類は受理できません。